

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会議の名称	第15回吉川市空家等対策協議会
開催日時	令和6年3月28日(木) 午後2時00分から 午後2時55分まで
開催場所	吉川市役所202会議室
出席委員(者)氏名	7名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	3名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員氏名	健康長寿部長寿支援課長 山口剛介 総務部課税課長 櫻井敬雄 市民生活部環境課長 安室晴紀 市民生活部危機管理課長 若林博之 都市整備部副部長兼都市計画課長 堀江豊 都市整備部都市計画課建築指導担当主幹 前田智 都市整備部都市計画課建築指導担当副主幹 加藤稔 都市整備部都市計画課建築指導担当主任 金谷直子
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開会 2 議題 (1) 副会長の選任について (2) 吉川市の空き家対策について (3) 令和5年度 市内の空き家等の状況及び各課の取り組みについて(非公開) (4) 空家等対策協議会における課題の検討について (5) その他 3 閉会
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	「議題(3) 令和5年度 市内の空き家等の状況及び各課の取り組みについて」は、吉川市情報公開条例第7条第1項第2号に規定する個人に関する情報を扱うため。
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	別紙のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録

会議録確認指定者	田村委員、羽角委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
司会	1 開 会
司会	・配付資料確認
中原会長（議長）	・あいさつ
司会	・会議の公開、非公開について 「議題（3）令和5年度 市内の空き家等の状況及び各課の 取り組みについて」を非公開とする旨を説明。
各委員	・了承
司会	・会議成立の報告 出席委員数は7人で会議成立していることを報告。
中原会長（議長）	・会議録の署名委員を指名 田村委員、羽角委員に指名。
田村委員、羽角委員	・了承
中原会長（議長）	2 議 題
	（1）副会長の選任について（公開）
中原会長（議長）	吉川市空家等対策協議会条例第5条第4項の規定により、副 会長は、委員の互選により選任することとなっている。 委員の中で副会長の立候補または推薦はあるか。
各委員	意見等なし。
中原会長（議長）	事務局案はあるか。
都市計画課	事務局案として、長年、当協議会委員としてご尽力いただい ている廣木邦彦委員を副会長としてお願いしたいと考えてい

	る。
中原会長（議長）	事務局案について異議はあるか。
各委員	異議なし。
中原会長（議長）	廣木委員を副会長にする。
中原会長（議長）	（２）吉川市の空き家対策について（公開）
都市計画課	資料①に基づいて説明。
中原会長（議長）	ご意見等はあるか。
各委員	意見等なし。
中原会長（議長）	（３）令和５年度 市内の空き家等の状況及び各課の取り組みについて（非公開）
	<p><説明></p> <p>都市計画課、課税課、長寿支援課の順番で取り組み状況を説明。</p> <p>※吉川市情報公開条例第７条第１項第２号に規定する個人に関する情報を扱うため非公開。</p>
中原会長（議長）	（４）空家等対策協議会における課題の検討について（公開）
都市計画課	資料⑤に基づいて説明。
中原会長（議長）	ご意見等はあるか。
田村委員	登録要件の緩和とはどのような内容か。
都市計画課	要綱には、法令等に違反している空き家は物件登録ができないとあるが、例えば完了検査がされていない古い時代の物件については、現地調査をして適合性が確認できれば総合的な

田村委員	判断ができるよう見直しを行っている。
中原会長（議長）	平成になってから完了検査は徹底されてきており、完了検査がされていない築40年以上の建物については、利活用するよりも解体して宅地の提供としたほうがよいと思われるので、登録要件に完了検査の有無は必要ないとする。
各委員	（5）その他（公開） 各委員よりご意見等はあるか。
中原会長（議長）	意見等なし。
司会	本日の議題は全て終了とする。
	3 閉会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月19日

署名委員

田村文彦

署名委員

羽角早苗

第15回吉川市空家等対策協議会

日時 令和6年3月28日（木）午後2時から

場所 吉川市役所202会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 副会長の選任について

(2) 吉川市の空き家対策について

(3) 令和5年度 市内の空き家等の状況及び各課の取り組みについて

(4) 空家等対策協議会における課題の検討について

(5) その他

3 閉 会

第15回 吉川市空家等対策協議会 出席者名簿

令和6年3月28日（木曜日）

委員の氏名	出席	欠席	
中原 恵人（吉川市長）	○		
田中 正明（吉川市自治連合会）	○		
羽角 早苗（吉川市民生委員・児童委員協議会）	○		
岡田 康幸（一般公募）		○	
戸田 馨（吉川市議会議員）	○		
岡安 映昌（埼玉司法書士会越谷支部）	○		
飯嶋 藤王（公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部）		○	
宮腰 利治（埼玉土地家屋調査士会）		○	
廣木 邦彦（一般財団法人 埼玉県建築士会越谷中央支部吉川部会員）	○		
田村 文彦（公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部・県東支部）	○		
計	7	3	全10人

第15回吉川市空家等対策協議会 座席表

日時：令和 6年3月28日(木)

午後2時00分から

場所：吉川市役所 202会議室

				○ 中原会長					
事務局 【都市計画課】		○ 堀江課長		○ 岡安委員				○ 田中委員	
		○ 前田主幹		○ 廣木委員				○ 羽角委員	
		○ 加藤副主幹		○ 田村委員				○ 岡田委員	
		○ 金谷主任		○ 飯嶋委員				○ 戸田委員	
				○ 宮腰委員					
				○ 危機管理課 若林課長		○ 環境課 安室課長		○ 課税課 櫻井課長	

傍聴席(5)

出入口

吉川市の空き家対策について

1. 吉川市空家等対策計画（策定の背景及び目的）

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建物の老朽化などに伴い、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせており、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、早急な対策の実施が求められています。

国は、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行し、国、都道府県、市町村、所有者又は管理者それぞれの責務を定め、空家等対策を総合的に推進していくこととしています。

本市においても、空家等の発生の予防、活用及び適切な管理の促進を図り、市民の生活環境の保全及び公共の福祉の増進並びに地域の健全な発展に資することを目的に「吉川市空家等の適正管理等に関する条例」を令和3年3月に制定したところです。

こうした背景を踏まえ、幅広い観点から空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の取り組むべき対策の方向性等を明確にすることを目的として、吉川市空家等対策計画を策定しております。

2. 空き家の現状（全国、県、市の実態）

平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、全国の総住宅数6,240万7千戸のうち、空家は848万9千戸、空家率は13.6%となり、過去最高となりました。

また、空家等は、昭和48年の調査以降40年間で、増加の一途をたどっており、総住宅数は2倍程度になったのに対して、空家数は5倍近く、空き家率も2.5倍程度になっています。

埼玉県内の空家は、34万6千2百戸、空家率は10.2%で、空家率は全国47位、空家戸数は全国で8位となっており、本市の空家は平成25年に1,840戸（空家率7.1%）であったものが、平成30年には1,780戸（空家率6.2%）となっており、空家数、空家率ともに減少しております。

※住宅・土地統計調査によるサンプル調査による推計値で賃貸・売却用の住宅や別荘住宅なども含まれている。

3. 空家等に関する課題

空家等が放置されることによる周囲への悪影響や所有者等の考え方の問題、また空家等が増えることで地域活力の低下や過疎化が生じるといった社会問題など、多くのものがあります。

- (1) 近隣への悪影響（倒壊・飛散等の危険、環境悪化など）
 - ・空家を放置すると、倒壊や建築材の飛散事故が発生する危険性がある。
 - ・空家敷地内の草木の繁茂やゴミの不法投棄など近隣の環境悪化を招く。
- (2) 地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）
 - ・放火や不審者の侵入など空家が犯罪の温床となるおそれがある。
 - ・空家は地域の景観を損なう。
- (3) 所有者等の管理意識の欠如
 - ・所有者として、空家の放置に対し、問題意識や危機意識が低い。

4. 空家等に関する対策と方向性

- (1) 予防対策
空家の発生を防止するため、事前対策に取り組む。
- (2) 早期発見・早期対応
現況調査、意識啓発による空家の適正管理の促進に取り組む。
- (3) 実施対策
良好な生活環境の保全のため、行政指導等による空家の解消を図る。
- (4) 有効活用
「空き家バンク」等による建物の有効活用の促進を図る。
- (5) 推進体制の構築、庁内、関係団体等との連携強化
関係団体及び関係部署と連携した協議会の設置や相談窓口を設置する。

令和5年度 市内の空き家等の状況及び各課の取り組みについて

1. 市内の空き家の状況について

令和4年度の状況（第14回吉川市空家等対策協議会にて報告：令和4年12月時点）

内容	件数
特に問題のある空き家	4
問題のある空き家	30
その他の空き家	59
合計	93

全数調査による状況（令和5年7月～8月に実施）

内容・状況	件数	
空き家の調査件数	132	
空き家の解消件数（居住、建替え等による）	16	
相続人未確定など	5	
適正管理の依頼を通知した件数	111	
内 訳	建築物等に関する事	44
	雑草・樹木等に関する事	55
	その他（害虫など）	12
通知後の調査等による解消件数（居住、建替え等による）	9	
通知後の調査等による改善件数（伐採、駆除等による）	9	

現在把握している空き家の状況（令和6年2月末日現在）

内容	件数
特に問題のある空き家	2
問題のある空き家	42
その他の空き家	70
合計	114

2. 市民からの苦情等対応件数

【件数：50件】

R5.4.1～R6.2末	新規の空き家	把握済みの空き家	合計
苦情・要望件数	27	23	50

【苦情等の内訳】

内容	苦情・要望数	解消・改善数
建築物等に関する事	4	1
雑草・樹木等に関する事	26	7
その他(害虫・空き家の発見)	20	5
合計	50	13

[Redacted content]

[REDACTED]

[REDACTED]




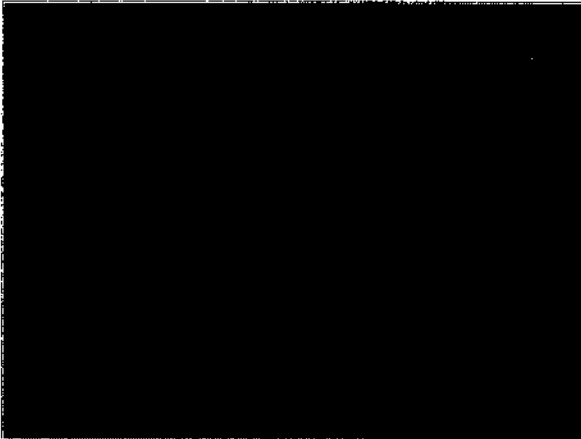
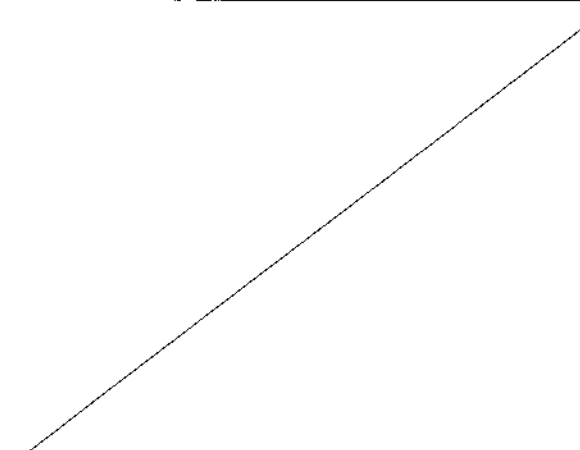
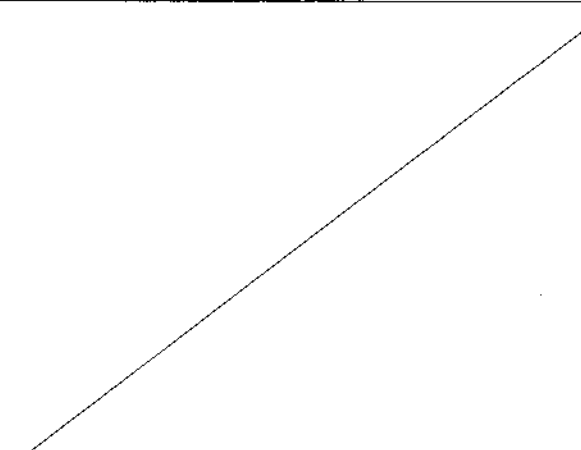
[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

4. 法令による措置

4月1日～2月末日	法律による措置	条例による措置
軽微な措置		2
助言、指導、勧告等	0	0

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
			
			
			

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted header]	[Redacted header]
[Redacted content]	[Redacted content]
[Redacted content]	[Redacted content]
[Redacted content]	[Redacted content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>
<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>
<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>

[Redacted text]

[Redacted text]

<p>[Redacted text]</p>	<p>[Redacted text]</p>
<p>[Redacted text]</p>	<p>[Redacted text]</p>
<p>[Redacted text]</p>	<p>[Redacted text]</p>


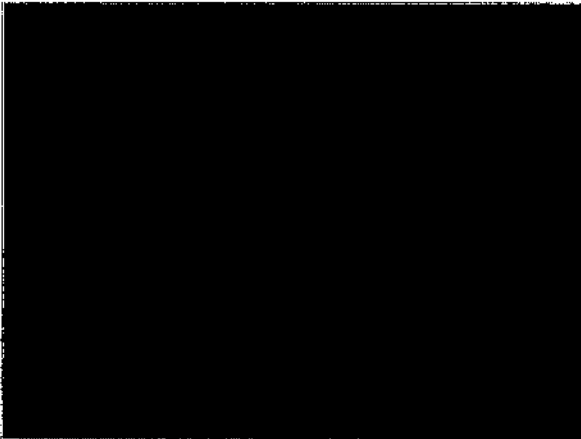
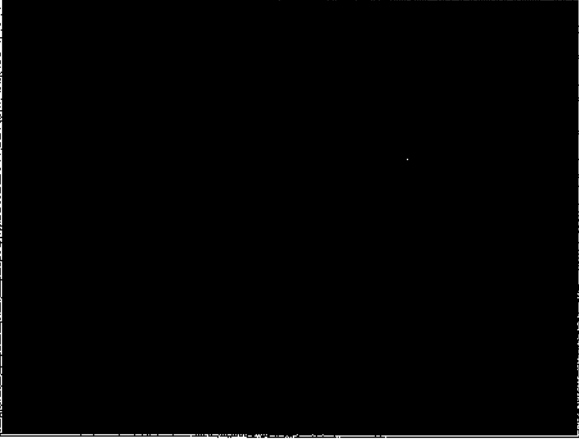
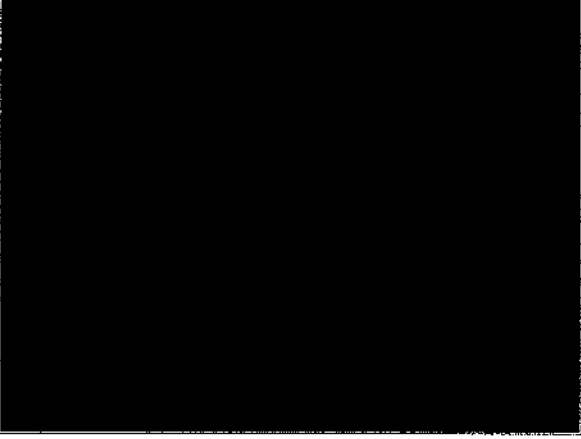
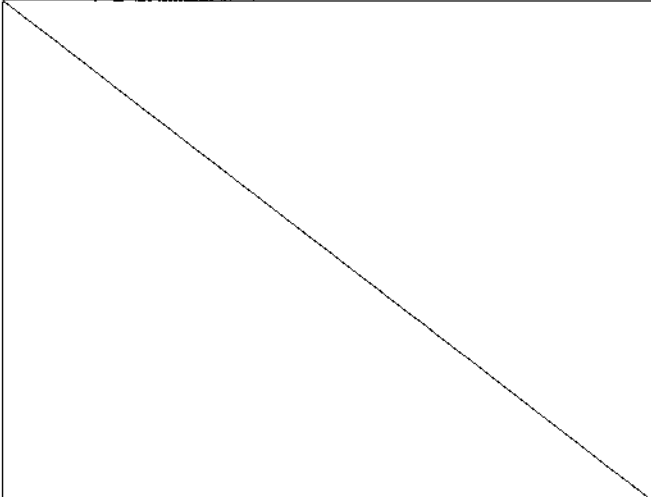
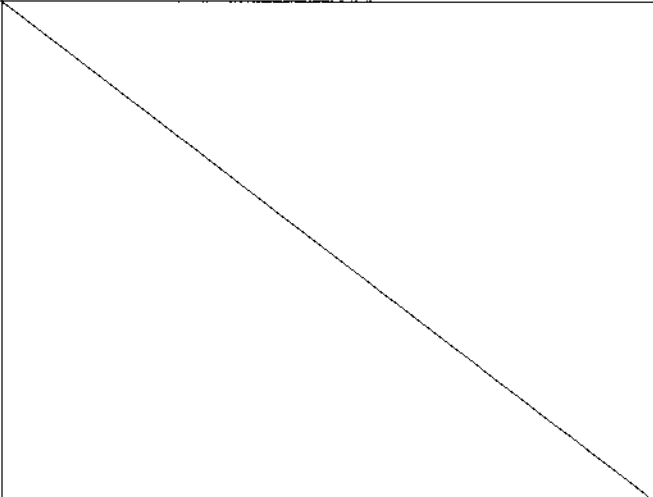
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>
<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>
<p>[REDACTED]</p>	<p>[REDACTED]</p>



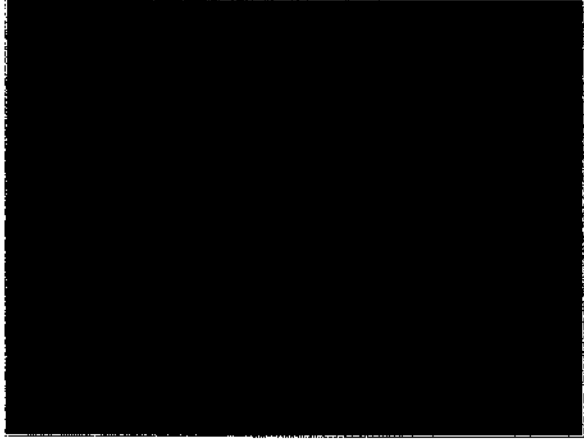

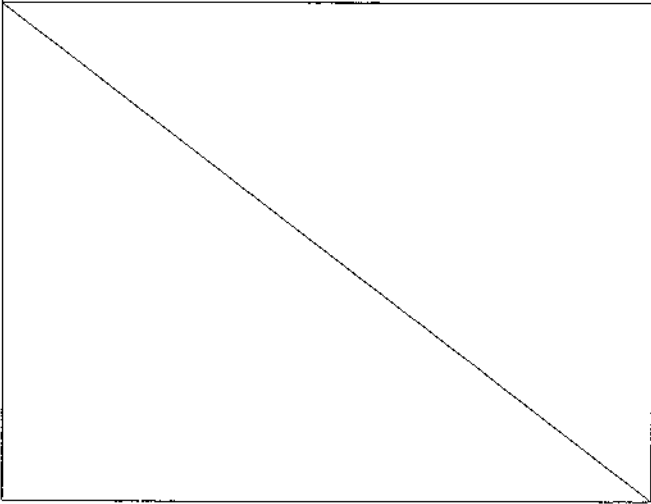
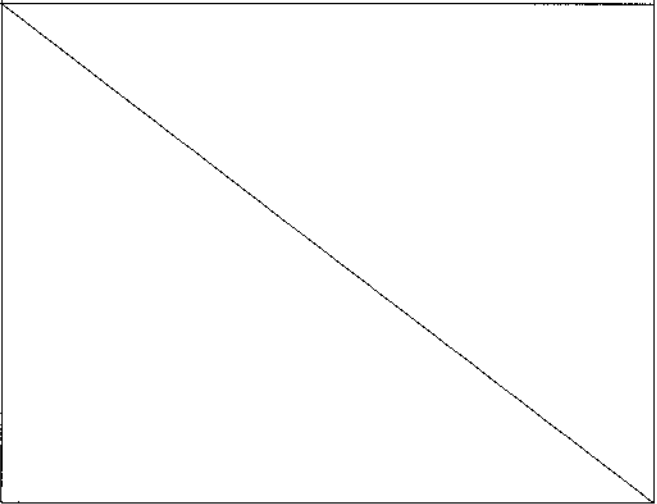
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

<p>[REDACTED]</p> 	<p>[REDACTED]</p> 
<p>[REDACTED]</p> 	<p>[REDACTED]</p> 
	

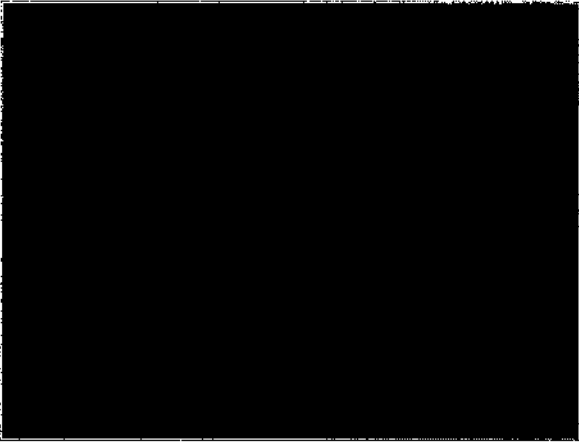
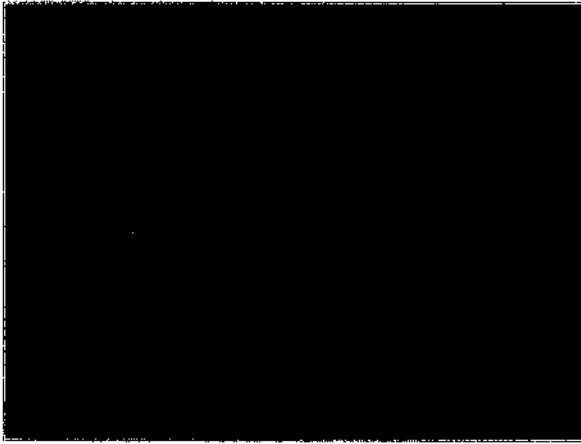


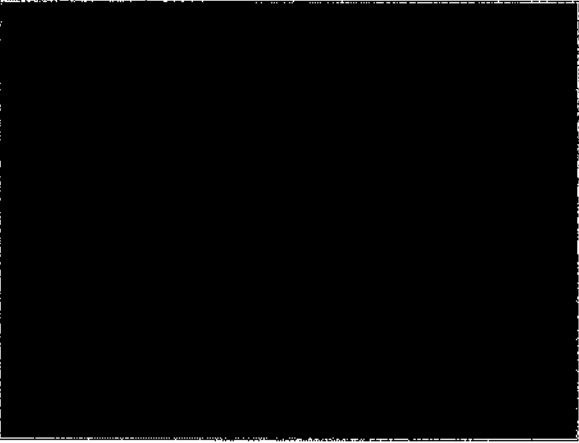

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

<p>[Redacted]</p> 	<p>[Redacted]</p> 
<p>[Redacted]</p> 	<p>[Redacted]</p> 
	

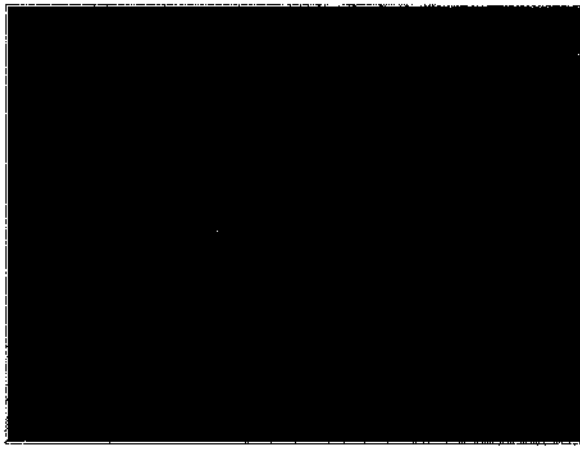
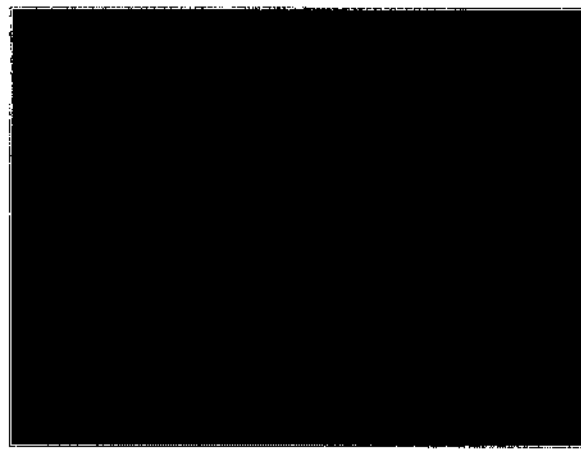


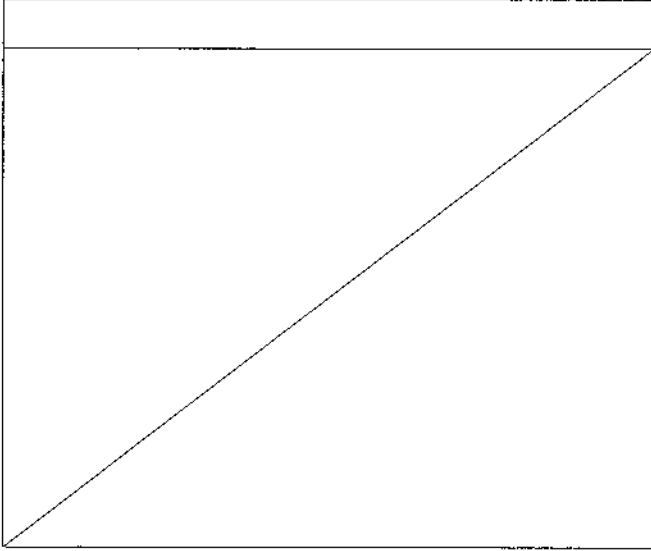
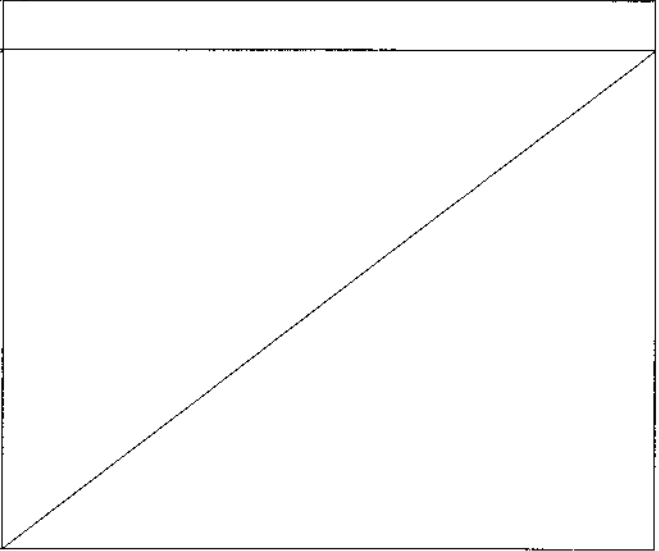
[Redacted text]

[Redacted text]

<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 

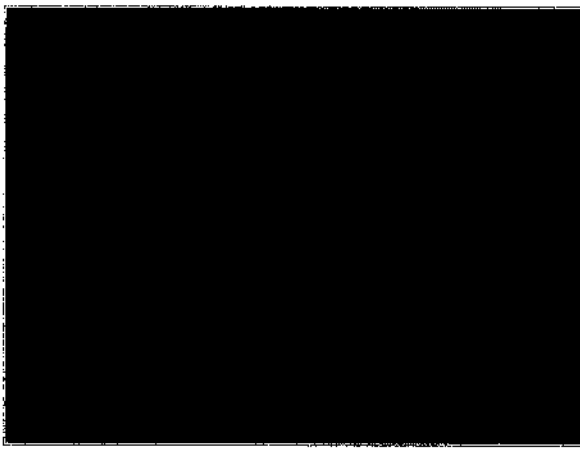
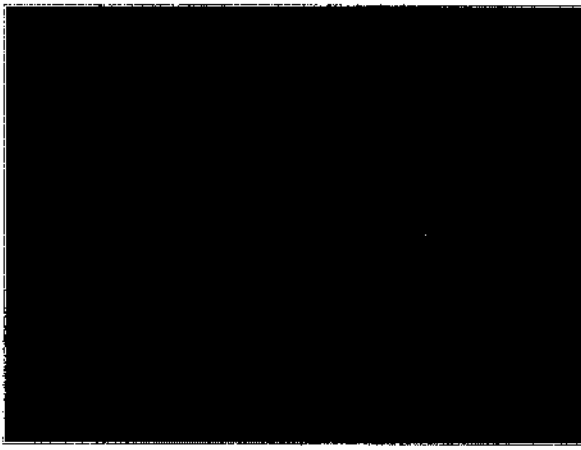
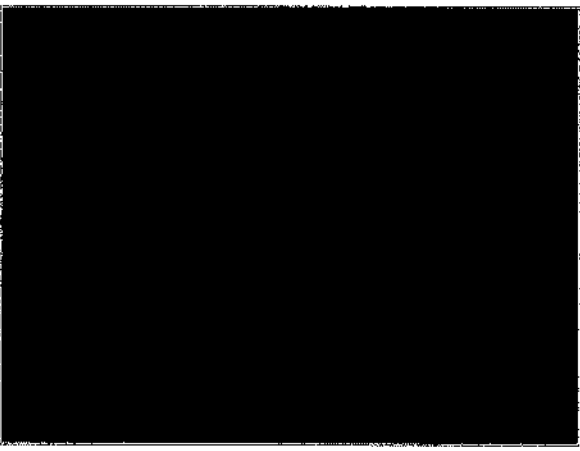

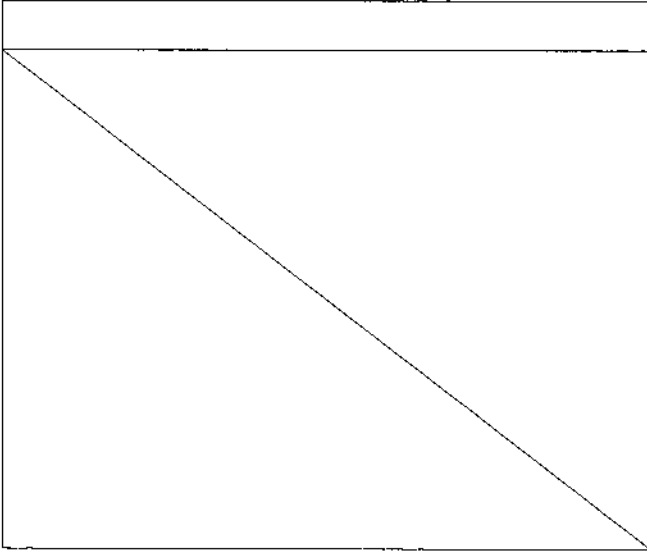
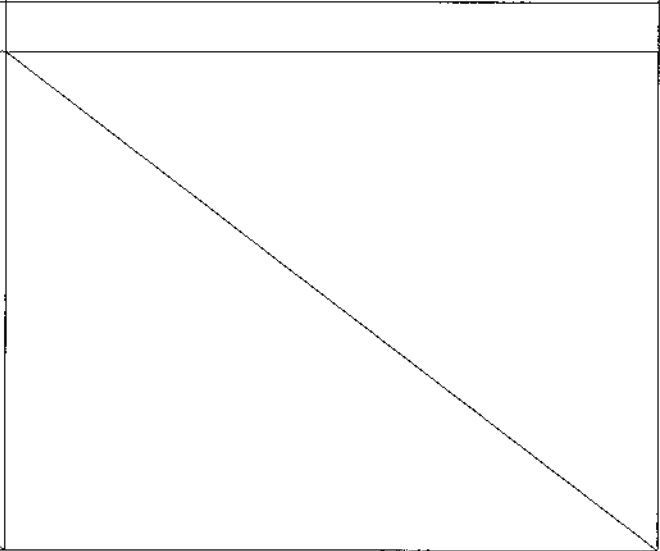
[Redacted text]

[Redacted text]

<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
	

[Redacted text]

[Redacted text]

<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
<p>[Redacted text]</p> 	<p>[Redacted text]</p> 
	

空き家の利活用の促進事業について（空き家バンクなど）

(1) 空き家バンクの概要（平成30年度から開始）

空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者と空き家等の利用希望者をマッチングさせる制度である。市内の空き家等の利活用を促すことで、市内への定住促進、地域の活性化、空き家の減少、特定空き家発生抑制を図るものである。

(2) 空き家バンクの実績（平成30年度～令和6年2月末現在）

●物件申込件数：20件（うち令和5年度：1件）

登録中：2件、保留・協議中：0件、取消・取下：18件

※取消・取下の内、5件：建替え又は利活用、2件：取壊し済み、2件：利用登録者以外との成約、9件：登録要件不適合や物件登録者の都合により取下

●利用登録件数：15件（うち令和5年度：6件）

●契約成立数：0件

令和5年度の主な取組み内容

年 月	内 容
令和5年 5月	固定資産税納税通知書に空き家バンク制度のリーフレットを同封
	吉川市空き家バンク利用登録（No. 21～22）HP掲載
令和5年 7月	吉川市空き家情報誌の官民協働発行に関する協定書締結
	吉川市空き家バンク利用登録（No. 23）HP掲載
令和5年11月	吉川市空き家バンク利用登録（No. 24）HP掲載
令和5年12月	吉川市空き家バンク利用登録（No. 25）HP掲載
令和6年 1月	吉川市空き家バンク利用登録（No. 26）HP掲載
	吉川市空き家バンク物件登録（No. 8）HP掲載
	空き家に関する情報誌を作成（1, 400部） ※都市計画課、市民課、危機管理課、駅前市民サービスセンター

(3) 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除申請書の件数（令和6年2月末現在）

●令和2年度：3件（家屋の譲渡：0件、更地の譲渡：3件）

●令和3年度：3件（家屋の譲渡：0件、更地の譲渡：3件）

●令和4年度：1件（家屋の譲渡：0件、更地の譲渡：1件）

●令和5年度：8件（家屋の譲渡：0件、更地の譲渡：8件）

※相続した空き家を売却した場合、譲渡所得から3,000万円が特別控除される制度
〔主な適用要件〕

- ・被相続人が一人で住んでいた居住用の旧耐震基準の一戸建て住宅
- ・相続発生から売却まで居住、貸付、事業に使われていないこと
- ・相続発生から3年後の12月31日まで、かつ、令和9年12月31日までに売却

遺言・相続セミナー&相談会について（報告）

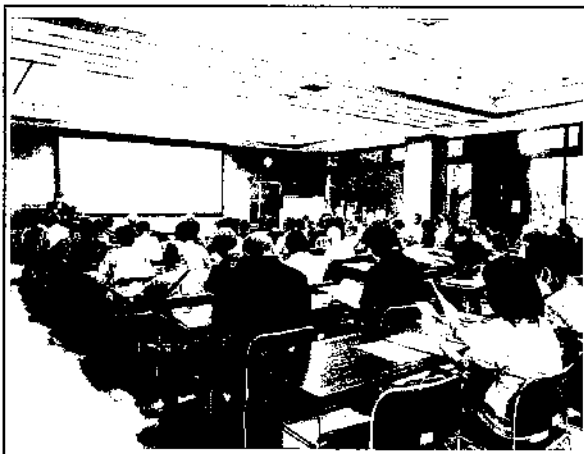
埼玉司法書士会、さいたま地方法務局、吉川市、日本赤十字社との共催により遺言・相続に関するセミナー&相談会「知って納得、相続のあれこれ～空き家にならないために、今できること～」を開催しました。

第一部のセミナーでは、「スムーズに相続を進めるためのポイント」や「遺言書の残し方」、令和6年4月からスタートする「相続登記の義務化」に関することや、現在、社会問題となっている「空き家対策」などについて取り上げました。

また、第二部の相談会では、日頃、誰かに相談したくてもできない問題等について相談員（司法書士）が対応し、22組の参加がありました。

1. 開催日時 令和5年9月23日（土）
2. 会場 中央公民館
3. 主催 埼玉司法書士会、さいたま地方法務局、吉川市、日本赤十字社
4. 内容 一部：セミナー
二部：相談会
5. 参加者 セミナー67名
相談会 22組

第一部 セミナー



第二部 相談会



埼玉県東南部都市連絡調整会議
「令和5年度空家等対策に関する調査研究報告書」

1. 会議の目的

埼玉県東南部地域における調和の取れた発展をめざし、広域的な行政課題について、調査研究を行い、かつ広域的な連携を図ることを目的とする。

2. 調査研究専門部会

増加し続ける空家等は、空家等が所在する各市町村だけの問題ではなく、地域としての問題であるため、空家等対策を点ではなく面的に考え、空家等対策に取り組む必要がある。

こうしたことを受け、専門部会を立ち上げ、空家等対策に関する課題及び取組等について情報共有を図るとともに、分析を行う。

3. 調査・研究の内容

空家等対策を行う上で、5市1町が抱える課題を把握するとともに、課題への対応について調査・研究を行った。

4. 5市1町に共通する課題について

- (1) 増え続ける空家等への対応
- (2) 適正管理対策に要する膨大な事務量
- (3) 是正行為等を行わない所有者等への対応
- (4) 人員不足

5. 共通する課題への対応について

すべての課題に対応していくための前提として、増え続ける空家等対策業務に的確に対応できる体制を整備することが共通意見として挙げられた。

こうした体制整備には、長期的なスパンで検討していかなければならないが、即時性の高い対策として、広域行政の枠組みの観点から5市1町が課題を共有する場を設け、課題の解決に向け連携して取り組むことで業務の効率化を図っていく。

※下記事項について広域的な連携を図ることが出来るか検討を行っていく。

- ・意見交換会等の開催
- ・セミナー等の共催
- ・広域的な空家バンクの運営

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について

(令和5年12月13日施行)

1. 法改正の背景・必要性

- ・使用目的のない空家はこの20年で約1.9倍に増加しており、今後、更に増加する見込みである。
- ・現行法では、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家（特定空家等）への対応を中心に措置を定めており、特定空家等になってからの対応は限界がある。

2. 法改正の概要・方向性

- ・空家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家等の除却等」の三本柱で対応の強化を行う。

(1) 空家等の活用拡大（空家等管理活用支援法人の創設）

- ・市町村が空家の活用や管理に取り組むNPO法人を、「空家等管理活用支援法人」に指定
- ・「空家等管理活用支援法人」は、所有者への相談対応や、所有者からの委託に基づく空家の活用や管理などを実施

※当市においては、関係団体と協定を締結しており、所有者が空家の管理や活用を図るために必要となる援助について対応が可能

(2) 空家等の管理の確保（特定空家化を未然に防止）

- ・令和5年12月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、「管理不全空家等」が新たに位置づけられ、所有者に対し、適正管理の依頼のほか、指導・勧告措置を行い、特定空家等となることを未然に防止する。
- ・現在、「吉川市空家等の適正管理等に関する条例」において、「管理不全な状態の空家等」を定め、所有者に対し適正管理の依頼のほか、軽微な措置、行政代執行などの措置を定めている。

※法改正により新たに定められた「管理不全空家等」と、条例で定める「管理不全な状態の空家等」と、は、空家の状態としては類似しているが、措置の内容に相違があり、上記のような空家については、体系的な措置が行えるように条例改正を含め整理を行うものである。

空家等対策の推進に関する特別措置法【法】 (「管理不全空家等」に対する措置)	吉川市空家等の適正管理等に関する条例【条例】 (「管理不全な状態の空家等」に対する措置)
<p>①現地調査、所有者調査(法第9条、第10条)</p> <p>↓</p> <p>②所有者の状況把握</p> <p>↓</p> <p>③適正管理の依頼(法第5条)</p> <p>↓</p> <p>④指導、勧告(法第13条)</p> <p>・勧告により固定資産税等の住宅用地特例が解除</p>	<p>①現地調査、所有者調査(法第9条、第10条)</p> <p>↓</p> <p>②所有者の状況把握</p> <p>↓</p> <p>③適正管理の依頼(法第5条)</p> <p>↓</p> <p>④助言又は指導(条例第6条第1項) ④軽微な措置(条例第7条)</p> <p>↓</p> <p>⑤命令(条例第6条第2項)</p> <p>↓</p> <p>⑥行政代執行(条例第6条第3項)</p>
措置の内容は一部異なる	
<p>【管理不全空家等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば特定空家に該当するおそれのある状態 <p>【特定空家等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ・周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 	<p>【管理不全な状態の空家等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態 ・ごみ等の放置によりそのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われないことにより景観を損なっている状態 ・草木の繁茂により周辺の生活環境の保全上の支障が生じている状態 ・不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態
空き家の状態は類似している	

空家等対策協議会における課題の検討について 「吉川市空き家バンク実施要綱等の見直し」

吉川市空き家バンクは、開設から現在（令和6年2月末）まで約6年を経過しているが、物件登録申込件数累計20件のうち、物件登録件数は累計8件、現在2件に留まっており、提供できる空き家の数が少ないことが課題に挙げられる。

また、第14回吉川市空家等対策協議会において、「空き家バンクの登録の要件の緩和」により登録物件が増加し、結果として「空き家の解消に繋がる」との意見を頂いている。

これらを踏まえ、「吉川市空き家バンク」における課題の整理を行い、課題解消に向け「吉川市空き家バンク実施要綱」等の見直しを行っている。

（1）物件登録件数が少ない要因・課題

- ①登録申込の手続きに手間がかかる。
- ②登録の希望があっても、登録要件に合致せず登録できない物件がある。
- ③物件登録数及び成約実績数が少ないため、登録しても売却（賃貸）出来るか不安がある。
- ④空き家バンク制度の認知度が不十分である。

（2）課題解決への取り組み

上記4つの要因の解消を図るため、次の取り組みを行う。

①物件登録及び利用登録における申込手続きの簡素化

物件登録及び利用登録の際に必要な書類を最低限に絞り、来庁したその場での申込みやメールでの申込みが可能になるよう検討している。

②登録要件の緩和

物件登録をすることができない空き家等について、登録要件の緩和を行うことにより、登録件数の増加を図る。

③登録物件の宣伝力強化

市HPにおける掲載情報の見直しを行うと共に、全国版空き家バンクHPにも情報を掲載し、登録物件をより多くの人目に触れるように施し流通の促進を図る。

④空き家バンク制度の周知強化

課税課協力のもと引き続き納税通知書に空き家バンクチラシを同封すると共に、チラシ内容の見直しに取り組み、所有者が空き家解消へ一歩踏み出せるよう啓発を行う。また、上記①及び②について広報、市HPやSNSを活用し周知を行う。